

心ゆたかに

人権問題啓発誌

第41号

—部落差別をはじめあらゆる差別をなくするために—

2024年(令和6年)8月1日 米子市総合政策部人権政策課 TEL(0859)23-5415 Eメール/jinkenseisaku@city.yonago.lg.jp

ストップ! ハラスメント

パワハラ

セクハラ

モラハラ

マタハラ

カスハラ

パタハラ

ハラスメントとは、職場や家庭などの身近なところで『関係性で優位にある人』が、他の人に対して『精神的、肉体的に苦痛を与える』行為で、ハラスメントを受けた人の人格や尊厳を傷つける深刻な人権侵害です。



ハラスメントは身近なところで起きるんだ。

例えば、職場でのハラスメントにはこんなことがあてはまります。



パワーハラスメント(パワハラ)



- ・小さなミスで大きな声で長時間叱責する
- ・人前で人格を否定するようなことを言う



- ・物を投げつける
- ・殴る
- ・蹴る

- ・仕事を与えない
- ・職場で孤立させる

…などもパワハラにあたります

- ・一人ではできないような量の仕事(雑用)を押し付ける



マタニティハラスメント(マタハラ)



- ・上司に妊娠を報告したら「他の人を雇うので辞めてもらう」と言われた

セクシャルハラスメント(セクハラ)

- ・性的なからかいや質問をする
- ・体への不必要な接触をする
- *相手の性的指向、性自認にかかわらず、性的な言動であればセクハラに該当します

パタニティハラスメント(パタハラ)

- ・育児休業の取得について上司に相談したら「男のくせにありえない」と言われた



- ・事業主には、職場でのハラスメントの防止措置義務があります。
- ・職場でのハラスメントの行為者は、各事業所の就業規則に基づき処分されることがあります。

モラルハラスメント(モラハラ)

言葉や態度、文書などによって、特定の人を繰り返し攻撃し、人としての尊厳や人格を傷つける嫌がらせなどを行なうことです。パートナー間での人格を否定するような侮辱や無視、過度な詮索や監視などもモラハラに当たるといえます。

他にもこんなハラスメントがあります。



ハラスメントは職場以外の地域活動や家庭内などでも起こる可能性があります。



カスタマーハラスメント(カスハラ)

企業などに対する過大な要求や不当な言いがかり、暴力や暴言などが考えられます。



たとえば…

- ・威圧的な言動
- ・土下座の強要
- ・居座り、監禁
- ・金銭保障の要求

…など



何がハラスメントになるかは、一般的な基準だけでなく、受けた人の感じ方も判断材料になります。人は、一人ひとり感じ方や考え方が違います。ふだんの何気ない言動が、知らない間にハラスメントになっているかもしれません。相手を尊重する姿勢が、ハラスメントを防止するためには必要です。

職場でのハラスメントを防ぐためには、「ハラスメントをなくす!」という明確なメッセージが必要です。そうすることで、ハラスメントを受けた人や周囲の人も発言しやすくなり、お互いを尊重し合いながら仕事を進める意識が育つのではないでしょうか。

職場におけるハラスメントで悩んでいませんか?お困りの場合は下記の相談窓口などがあります

鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)
☎ 0120-662-396

米子総合労働相談コーナー(鳥取労働局相談窓口)
☎ 0859-34-3245

・人権政策課でもお問い合わせ、ご相談を受けています

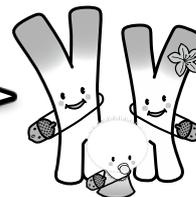
第50回米子市人権・同和教育研究集会

～みんなで差別をなくし幸せな社会を実現しよう～

日時 2024 (令和6) 年10月1日 (火)

会場 米子コンベンションセンター
多目的ホール

これまで1月に開催していた
研究集会の開催時期を
秋に変更しました。
ぜひご参加ください!



9:30 10:00 10:20 12:00 13:00 14:30

受付	主催者挨拶 基調提案	*午前の部 記念講演	昼休憩	午後の部 記念講演
----	---------------	------------	-----	-----------

*午前の部の記念講演は開始が前後する場合があります。

50回の節目の会を記念して
お二人の方に記念講演をお願いしました

午前の部【障がい者の人権】

誰ひとり取り残されないまちづくり
～フル・インクルージョンをめざして～

講師 玉木 幸則 さん
(NHK Eテレ「バリバラ」ご意見番)



「障がいのある人も、ない人も、ともに生きていける社会」を作り上げる活動に、日々取り組んでおられます。

午後の部【同和教育問題(部落差別)】

へこたれへん
～人はきつとつながれる～

講師 松村 智広 さん
(みえ人権教育・啓発研究会 代表)



差別解消に向け、「仲間との出会い」や「熱い思いと元気」「若者へのエール」などを発信しつづけておられます。

入場無料

*事前申込みが必要です

【お申込み方法】

電子申請：右のQRコードからお申込みください

その他：お電話、FAX、Eメールで、「お名前」「連絡先」「所属(勤務先・各地区推進協議会など)」をお知らせください



主催：第50回米子市人権・同和教育研究集会実行委員会

お問合せ先：米子市人権政策課 ☎0859-23-5415 FAX:0859-37-3184 Eメール:jinkenseisaku@city.yonago.lg.jp